

## 議案第30号

### 久喜市教育集会所条例及び久喜市教育集会所運営委員会条例の一部を改正する条例

(久喜市教育集会所条例の一部改正)

第1条 久喜市教育集会所条例(平成22年久喜市条例第102号)の一部を次のように改正する。

第2条の表久喜市内下集会所の項を削る。

(久喜市教育集会所運営委員会条例の一部改正)

第2条 久喜市教育集会所運営委員会条例(平成22年久喜市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第1条中「野久喜集会所運営委員会」を「教育集会所運営委員会(以下「委員会」という。)」に改め、「及び久喜市内下集会所運営委員会(以下これらを「委員会」という。)」を削る。

第3条第2号中「地区」を「地域の」に改める。

第4条中「久喜市野久喜集会所運営委員会」を「委員会」に、「13人以上とし、久喜市内下集会所運営委員会の委員の定数は、15人」を「17人」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表中「野久喜集会所運営委員会」を「教育集会所運営委員会」に改め、同表内下集会所運営委員会の項を削る。

令和5年8月30日提出

久喜市長 梅 田 修 一

### 提案理由

久喜市内下集会所を廃止することに伴い、所要の改正をしたいので、この案を

提出するものであります。